

社会福祉法人若葉会に対する特別監査実施結果について

令和2年12月に本市が実施した、社会福祉法人若葉会（以下「若葉会」という。）に対する一般監査において、前理事長の親族が代表を務める株式会社*（以下「関係株式会社」という。）が運営していた障害福祉サービス事業所に関する経費を、若葉会が代わりに負担していることを確認しました。

当該親族は、経費の肩代わりにより実質的に経済的利益を受けた当事者であり、これは、社会福祉法第27条で禁止されている、社会福祉法人の関係者に対する特別の利益供与に該当するものであることから、直ちに特別監査を実施し、この度、特別監査で明らかになった事実及び問題点等について「社会福祉法人若葉会に対する特別監査実施結果について（結果報告書）」として、別添のとおり取りまとめました。

特別監査を実施した結果、若葉会について、改善を要する事項等が認められましたので、1月26日付けで社会福祉法第56条第4項の規定に基づく「改善勧告」を行うとともに、「文書指摘」を行いましたので報告します。

今後、若葉会に対し、「改善勧告」及び「文書指摘」に沿った改善が行われるよう、継続して指導を行ってまいります。

※ 株主・社員（出資者）が一名のみの「一人会社」

1 社会福祉法人若葉会の概要

- (1) 法人所在地 京都市左京区静市野中町311
- (2) 法人設立認可 平成18年9月29日
- (3) 実施事業 第一種社会福祉事業 障害者支援施設わかば
第二種社会福祉事業 生活介護・短期入所
相談支援事業
- (4) 法人代表者 現理事長 鈴木 正穂（令和2年9月5日～）
前理事長 小谷 美津彦（設立時～）

2 特別監査の概要

- (1) 実施期間 令和2年12月8日～令和3年1月22日
- (2) 調査内容・手法

関係帳簿等財務関係書類の確認、理事会・評議員会議事録の確認、前理事長ほか施設職員からの聞き取り調査

3 特別監査で確認した事実及び改善勧告等の内容

別添「社会福祉法人若葉会に対する特別監査実施結果について（結果報告書）」
のとおり

令和3年1月26日

京都市保健福祉局

〔担当 保健福祉部 監査指導課〕
TEL 744-1153**社会福祉法人若葉会に対する特別監査実施結果について（結果報告書）****1 特別監査の概要****(1) 特別監査の実施に至った経緯**

令和2年12月に本市が実施した、社会福祉法人若葉会（以下「若葉会」という。）に対する一般監査において、前理事長の親族が代表を務める株式会社*（以下「関係株式会社」という。）が運営していた障害福祉サービス事業所に関する経費を、若葉会が代わりに負担していることを確認した。

当該親族は、経費の肩代わりにより実質的に経済的利益を受けた当事者であり、これは、社会福祉法第27条で禁止されている、社会福祉法人の関係者に対する特別の利益供与に該当するものであることから、直ちに特別監査を実施した。

関係帳簿を調査するとともに、前理事長等からの聞き取りを行ったところ、若葉会と関係株式会社の新規事業所が、賃貸物件の同一フロアに入居する形で開設され、①その賃料について、若葉会が全額肩代わりして費用負担しているほか、②両法人の事業所が新規事業所を整備するにあたり、内装工事や防犯システムの設置、看板の設置、備品の購入などを若葉会が一括して行い、その費用全額を負担しているなど、社会福祉法に反する違法な経費支出や、その他の不適切な支出の実態が明らかになった。

※ 株主・社員（出資者）が一名のみの「一人会社」

(2) 社会福祉法人若葉会の概要**ア 法人所在地**

京都市左京区静市野中町311

イ 法人設立認可

平成18年9月29日

ウ 実施事業

第一種社会福祉事業 障害者支援施設わかば

第二種社会福祉事業 生活介護・短期入所
相談支援事業**エ 法人代表者**

現理事長 鈴木 正穂（令和2年9月5日～）

前理事長 小谷 美津彦（設立時～）

(3) 監査実施期間

令和2年12月8日～令和3年1月22日

(4) 調査内容・手法

支出に係る稟議書，契約書，関係帳簿等財務関係書類の確認，理事会・評議員会議事録の確認，前理事長ほか施設職員からの聞き取り調査

2 特別監査で確認した新規事業所の開設に係る違法な支出

(1) 事務所賃料について

ア 経過・内容

滋賀県大津市内に所在する賃貸物件の一フロアを間仕切りで区切る形で，関係株式会社の運営する生活介護事業所と，若葉会が運営する相談支援事業所が，令和2年5月1日に開設された。

当該フロアの約7割の面積を関係株式会社の事業所が占有し，約3割を若葉会の事業所が占有するものであったが，令和元年7月29日付けの若葉会の稟議書によれば，当該フロアの賃料250千円（税抜）及び保証金810千円について若葉会が費用負担し，後日，面積按分により関係株式会社に負担を求めることを，前理事長の専決により決定し，事業所の開設準備に向けて，令和元年8月分から賃料の支払いを開始した。

一方，関係株式会社は，事業所開設の前に，滋賀県大津市に対し事業者指定申請を行っており，当該申請書には，関係株式会社と建物所有者の賃貸借契約書（令和元年8月1日付け）が添付されていた。当該契約書においては，当該フロアの賃料250千円（税抜）及び保証金810千円の7割分である，賃料月額175千円（税抜）及び入居時保証金567千円を，関係株式会社が支払う内容になっている。

しかし，その後，関係株式会社から若葉会に対して，当該フロアの7割分に相当する賃料及び保証料は支払われることなく，関係株式会社の生活介護事業所は，令和2年7月31日に廃止された。

イ 法人所轄庁としての判断

若葉会が，関係株式会社の負担すべき賃料を肩代わりしたことは，社会通念に照らして著しく合理性を欠く不相当な利益の供与であり，社会福祉法第27条で禁止されている，社会福祉法人の関係者に対する特別の利益の供与に該当する。関係株式会社の契約に属する事務所賃料を若葉会が負担する経理上の根拠はない。また，賃料の負担は，前理事長の専決により決定されたため，理事長等の職務の監視を担う理事会のチェック機能が働かないまま実行されており，法人の運営は著しく適正を欠くものと認められる。

若葉会が肩代わりして支払った事務所賃料合計4,025千円（令和元年8月分から令和3年1月分までの毎月の賃料月額175千円（税抜）及び入居時保証金567千円）は，若葉会が負担すべき根拠がなく，法人外への資金流出を禁じる厚生労働省通知にも反するため，返還を受ける必要がある。

(2) 事業所開設に係る初期投資費用について

ア 経過・内容

滋賀県大津市内に所在する賃貸物件の一フロアを新規事業所として整備するに当たり，令和元年12月以降，内装工事や防犯システムの設置，看板の設置，備品の購入などを若葉会が一括して行い，その経費総額約12,000千円

を若葉会が支出する旨、前理事長の専決により決定し、若葉会が全額を負担した。

若葉会の理事会議事録によれば、滋賀県大津市での相談支援事業所の開設の方針については報告されていたものの、関係株式会社と同居する形で事業所を開設することや、経費負担関係については、報告・審議されていない。

イ 法人所轄庁としての判断

若葉会と関係株式会社の双方が設備改修により受益しているが、事前に経費負担について、法人間の明確な取決めや合意がないまま、費用の全額を若葉会が負担している。よって関係株式会社は、本来負担すべき初期投資費用について免れていることになる。

事業所の開設に係る初期投資費用の全額を若葉会が負担したことは、社会通念に照らして著しく合理性を欠く不相当な利益の供与であり、社会福祉法第27条で禁止されている、社会福祉法人の関係者に対する特別の利益の供与に該当する。関係株式会社が事業所開設に当たって負担すべき費用を、若葉会が負担する経理上の根拠はない。また、初期投資費用の負担は、前理事長の専決により決定されたため、理事長等の職務の監視を担う理事会のチェック機能が働かないまま実行されたものであり、法人の運営は著しく適正を欠くものと認められる。

また、事業所の開設に係る初期投資費用の全額を若葉会が負担したことは、法人外への資金流出を禁じる厚生労働省通知にも反する。若葉会が関係株式会社に負担を求めるべき金員の額については、当該支出における、双方の法人の受益の程度によって判定する必要があるため、法人間での協議・交渉を行い、金額を確定させ、返還を受ける必要がある。

(3) 本件利益供与の発生した原因・背景について

本件利益供与事案の発生は、若葉会と関係株式会社が、同一フロアに入居する形で、新規事業所の開設を行い、その際、法人間で明確な取決めや合意がないまま、事務所賃料や初期投資費用の全額を若葉会が負担するに至ったことが、直接的な原因である。加えて、以下に指摘する当法人の体質上の問題についても、不正を生み出した要因と考えられる。

ア 前理事長の親族との不明瞭な契約関係

前理事長の親族が代表を務める関係株式会社は、平成30年7月に設立され、入所者の外出支援や通院補助といった内容の業務委託契約を若葉会と締結し、その後、法人の新規事業に係る渉外業務や施設長の補佐業務も請け負うに至った。しかし、一部、業務内容の実態と対価が不相応なものが見受けられ、前理事長の親族との不明瞭な関係が継続していた。

イ 前理事長の理事会に対する説明責任の欠如

新規事業所の開設については、理事会において意思決定がされていたものの、関係株式会社と同居する形で事業所を開設することや経費負担関係については、理事会に情報が提供されないまま、社会福祉法で禁止されている、法人関係者への特別の利益供与となる違法な支出が繰り返された。理事会に対して議論の前提となる情報提供がされず、理事長等の職務の監視を担う理事会のチェック機能が十分に機能していなかった。

ウ 財務管理体制の不備

違法又は不適切な経費の支出について、法人及び施設の会計処理に内部牽制が働いておらず、また、法人の監事が毎年度行う、法人の「財務監査」においても、本件事案を発見し、指摘することができなかった。

(4) 監査結果を踏まえた「改善勧告」

上記のとおり、特別監査において、社会福祉法第27条で禁止されている、社会福祉法人の関係者に対する特別の利益の供与が確認された。新規事業所の開設に係る違法な支出については、若葉会が費用を負担する根拠に欠け、法人が返還を受ける必要がある。

これらの支出は、法令に違反し、運営が著しく適正を欠くものと認められるため、社会福祉法第56条第4項の規定に基づき、若葉会に対して「改善勧告」を行い、改善措置の具体的な内容について期限を付して法人から報告をさせることとする。

ア 改善勧告の内容

(7) 利益供与となる金額の確定と返還

若葉会が負担すべき経費と、関係株式会社が負担すべき経費を区別し、若葉会が負担すべきでない経費の負担分について金額を確定させ、返還を受けること。

(4) 再発防止の取組について

① 業務における公私の分離

法人の役員等の親族との取引自体は、禁止されているものではないが、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与が発生したことに鑑み、外形的に公私混同と見られかねない取引は厳に慎むこと。

② 財務管理体制の再構築

本事案発生の一因ともなった財務管理体制の不備について改めて検証を行い、法人及び施設の会計処理に内部牽制が働くよう、財務管理体制及び事務手続を見直し、経理規程に基づく会計処理を徹底すること。

③ 財務監査体制の強化

法人内部における財務監査において、不正な支出が見過ごされていた等、財務監査体制が十分ではなかった実態を踏まえ、外部の財務に関する専門家等、第三者による監査の実施等により、財務監査体制の強化を図ること。

イ 報告期限

令和3年3月31日（水）

3 特別監査で確認したその他の不適切な支出

(1) 理事会の審議を経ていない、前理事長との利益相反取引

ア 経過・内容

若葉会と前理事長との間において、「前理事長の所有する自動車を若葉会に無償で貸与する。」という内容の契約が締結（平成30年1月1日付け）され、前理事長が自己の移動手段として使用していた。当該契約では「①車両維持費は、若葉会が負担する。②自動車の修理費用は、若葉会が負担する。③若葉会は前理事長に対して必要費及び有益費の償還を請求できない。」としている。

当該契約に基づき、通常、車両所有者が負担すべき経費（車検代等点検費用、自動車保険料、自動車税等）まで、若葉会が負担していることを確認した。

また、社会福祉法上、理事長との利益相反取引については、理事会の決議が必要であるにも関わらず、理事会決議を経ずに当該契約が締結されていた。

イ 法人所轄庁としての判断

前理事長個人所有の車両を若葉会に貸与するとの契約内容であるが、実態としては、「理事長車」という位置づけで、前理事長の自宅に保管されており、若葉会の用務とは関連のない使用が常態化していた。

理事会の決議が必要であるにも関わらず、決議を経ずに、利益相反取引を行っている点は、社会福祉法第45条の16第4項に反する。また、契約の内容自体も、通常、車両所有者の負担とすることが妥当な費用を法人の負担としており、これは、社会福祉法第27条で禁止されている、社会福祉法人の関係者に対する特別の利益の供与に該当するものと判断した（なお、前理事長は当該車両を売却済みのため、令和2年8月以降は、若葉会からの支出はない。）。

(2) 業務内容の実態と対価が不相応な業務委託

ア 経過・内容

若葉会と関係株式会社は、平成30年7月2日付けで、「レクリエーション／日中活動／余暇活動」に係る支援を行うという内容の業務委託契約を締結し、その後も、複数回、業務委託契約を締結、更新している。当該契約の締結は、当初、理事長の専決により決定されたが、後に一部の理事から、理事長の親族が代表を務める関係株式会社との契約締結を、理事長の専決処分により決定した点について疑義が呈され、理事会・評議員会で事後的に承認された。

直近令和元年7月26日付けの業務委託契約では、業務の内容を「(1)法人の新規事業に係る渉外業務及び施設長補佐(2)通院業務(3)車両管理(4)その他、別途合意した業務」と変更し、委託料も増額しているが、当該契約締結について、理事会・評議員会で報告・決議は行われていない。

当該契約に基づき、業務サービスが提供され、委託料が支払われているが、関連資料を調査したところ、法人関係者への歳暮の手配、印鑑の作成のための使役、法人貸金庫解約の手続、司法書士事務所への書類の持ち込み等の業務にそれぞれ2万円を支出するなど、一部、業務内容の実態と対価が不相応な業務委託料の支払いが確認された。（なお、令和2年6月の業務を最後に、当該業務委託契約に基づく業務は提供されておらず、若葉会からの支出はない。）

イ 法人所轄庁としての判断

本件業務委託契約においては、そもそも、関係株式会社を通して調達あるいは使役させる必要性に乏しいものが、一部、見受けられた。関係株式会社に対し、業務内容の実態と対価が不相応な業務委託契約により委託料を支払っていたことは、社会福祉法第27条で禁止されている、社会福祉法人の関係者に対する特別の利益の供与に該当するものと判断した。

(3) 監査結果を踏まえた「文書指摘」

上記その他の不適切な支出については、車両の売却に伴い、車両に関する支出はなくなっており、業務委託契約についても、一部、業務内容の実態と対価が不

相応なものが確認されたが、契約に基づくサービスの提供自体はされており、法的に全く根拠のない支出とまでは言えない。よって、これら特別の利益供与と判断されるような支出が起らないよう、再発防止のために必要な措置をとるべき旨を文書により指導することとし、改善措置の具体的な内容について期限を付して法人から報告させることとする。

(報告期限 令和3年2月26日(金))

4 本市としての今後の対応

本報告書で指摘した法人運営上の問題点を改め、社会福祉施設を運営する社会福祉法人として適正な運営を確立させるため、改善勧告に沿った改善が行われるよう、強力かつ継続的に指導していく。

参考


- 若葉会が協力医療機関である医療法人に対して行った法人資金の外部貸付(約1,200万円)に関して、令和2年3月9日に改善勧告を行っており、未だ当該金員が返還されていない状況にある。

このため、現在、代理人弁護士を通じた返還交渉が継続されているところであり、今回の改善勧告(特別の利益供与に係る不当利得の返還)と併せて早期改善が求められている。

保福監 486号
令和3年1月26日

社会福祉法人若葉会
理事長 鈴木 正徳 様

京都市長 門川 大作
担当 保健福祉局保健福祉部
監査指導課 TEL 744-1153



改善勧告

令和2年12月8日、社会福祉法人若葉会（以下「若葉会」という。）に対する一般監査を実施したところ、前理事長の親族が代表を務める株式会社（以下「関係株式会社」という。）が運営していた障害福祉サービス事業所に関する経費を、若葉会が代わりに負担していることを確認した。当該親族は、経費の肩代わりにより実質的に経済的利益を受けた当事者であり、これは、社会福祉法第27条で禁止されている、社会福祉法人の関係者に対する特別の利益供与に該当するものであることから、直ちに特別監査を実施した。

関係帳簿を調査するとともに、前理事長等からの聞き取りを行ったところ、若葉会と関係株式会社の新規事業所が、賃貸物件の同一フロアに入居する形で開設され、①その賃料について、若葉会が全額肩代わりして費用負担しているほか、②両法人の事業所が新規事業所を整備するにあたり、内装工事や防犯システムの設置、看板の設置、備品の購入などを若葉会が一括して行い、その費用全額を負担しているなど、社会福祉法に反する違法な経費支出の実態が明らかになった。

これらの行為は、法令に違反し、運営が著しく適正を欠くと認められるため、社会福祉法第56条第4項の規定に基づき、若葉会に対して「改善勧告」を行い、併せて改善措置の具体的な内容について本市に対して報告を求める。

なお、改善の状況については、「社会福祉法人若葉会に対する特別監査実施結果について（結果報告書）」の内容を十分に踏まえ、期日までに文書にて報告すること。

記

1 改善を要する事項

(1) 利益供与となる金額の確定と返還

若葉会が負担すべき経費と、関係株式会社が負担すべき経費を区別し、若葉会が負担すべきでない経費の負担分について金額を確定させ、返還を受けること。

(2) 再発防止の取組について

ア 業務における公私の分離

法人の役員等の親族との取引自体は、禁止されているものではないが、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与が発生したことに鑑み、外形的に公私混同と見られかねない取引は厳に慎むこと。

イ 財務管理体制の再構築

本事案発生の一因ともなった財務管理体制の不備について改めて検証を行い、法人及び施設の会計処理に内部牽制が働くよう、財務管理体制及び事務手続を見直し、経理規程に基づく会計処理を徹底すること。

ウ 財務監査体制の強化

法人内部における財務監査において、不正な支出が見過ごされていた等、財務監査体制が十分ではなかった実態を踏まえ、外部の財務に関する専門家等、第三者による監査の実施等により、財務監査体制の強化を図ること。

2 報告期限

令和3年3月31日（水）